

寒川町下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 30 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 15 号

寒川町下水道条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町下水道条例施行規則(昭和 58 年寒川町規則第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

- (11) ディスポーザ排水処理システム(生ごみを粉砕しこれを排水処理部で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体をいう。次条第 1 項第 7 号において同じ。)を設置するときは、町長が別に定める設置基準及び維持管理に関する事項を遵守すること。

第 4 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) ディスポーザ排水処理システムを設置するときは、町長が別に定めるところにより、当該ディスポーザ排水処理システムの構造、性能、維持管理等に関する書類

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。